

改正電気通信端末機器技術基準 適合認定等制度のあらまし

(2 0 0 4 年 1 月 2 6 日 施 行)

J A T E

<http://www.jate.or.jp/>

目 次

はじめに	1
技術基準適合認定等制度に関する法令等	2
1 関係法令	2
2 法令で使用されている基本的な用語	2
制度改正のポイント	4
1 指定認定機関から登録認定機関への移行	4
2 技術基準適合自己確認制度の導入	4
3 国による事後措置の導入	4
登録認定機関による認定等手続き	6
1 設計認証の申込	7
2 設計認証の審査等	9
3 設計認証を受けた者（認証取扱業者）の設計合致義務	9
4 適合マークの表示	10
5 総務大臣に対する適合認定等の報告	12
6 総務大臣による官報告示	12
7 変更の届出	12
技術基準適合自己確認の手続き	13
1 技術基準適合自己確認の検証	15
2 総務大臣に対する技術基準適合自己確認の届出	15
3 総務大臣からの届出番号の通知及び官報告示	17
4 検証に係る記録の作成及び保存	17
5 届出業者の設計合致義務	18
6 自己確認マークの表示	19
7 届出事項の変更の届出	20
国による事後措置	22
1 妨害防止命令	22
2 表示が付されていないものとみなす措置	22
3 表示の禁止	22
4 改善措置命令	24
5 報告及び検査等	24
端末機器の技術基準等	25
1 技術基準の三原則	25
2 技術基準の内容	25
3 技術的条件の内容	26
資料	
1 電気通信事業法（抄）	28
2 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(抄)	37
3 電気通信事業法施行規則（抄）	50

はじめに

電話やファクシミリ等の電気通信端末機器を電気通信事業者のネットワークに接続する場合には、電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えたり、他の利用者に迷惑を及ぼすこと等のないよう、その端末機器が電気通信事業法に基づく技術基準に適合していることが必要です。

ネットワークへの接続は、電気通信事業者による個別の技術基準適合性の検査を受けることによっても可能ですが、その煩雑を避け、広く市場に流通する多種多様な端末機器の円滑な利用を図るため、総務大臣から指定を受けた「指定認定機関」による端末機器の技術基準適合認定の制度が設けられています。即ち、端末機器の出荷・販売等に先立ち、製造業者等の申請を受けて、「指定認定機関」が技術基準への適合性を審査し認定等を行うことにより、認定等を受けた端末機器の自由な利用を確保するものです。

認定等を受けた端末機器（表示マークが付されています。）は、利用者から電気通信事業者へ接続請求があれば電気通信事業者はこれを拒むことはできません。また、利用者は、認定等を受けていない端末機器を使用できません。

当（財）電気通信端末機器審査協会は、昭和59年3月、電気通信事業者、メーカー等関係者の発意に基づき設立され、認定制度発足の昭和60年4月、電気通信事業法に基づき郵政大臣の指定を受け、端末機器の技術基準適合に関する認定等業務を、公正、中立な観点から行っております。平成16年1月26日からは、制度改正を受け「指定認定機関」から「登録認定機関」へと移行しましたが、認定等業務の内容はこれまでと同様です。

平成15年7月、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、技術基準適合認定制度の抜本的改正が行われました。この改正は平成16年1月26日から施行されましたが、本冊子は、この抜本的改正の内容を中心に説明しております。

技術基準への適合性を認められるためには、電気通信事業法において「端末機器の設計についての認証」と「端末機器技術基準適合認定」の二つがありますが、本冊子では、「端末機器の設計についての認証」を基本に説明することとし、必要の都度、「端末機器技術基準適合認定」について記述します。

また、総務大臣が定める技術基準の他に電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定める技術的条件がありますが、これについても必要の都度、説明します。

なお、日本国内で使用することとなる端末機器についての技術基準適合認定を外国で行う機関として「承認認定機関」の制度がありますが、本冊子では省略しています。

技術基準適合認定等制度に関する法令等

1 関係法令

技術基準適合認定等制度に関する法令として、端末設備の接続の技術基準、端末機器技術基準適合認定及び登録認定機関等に関する基本的事項について規定している電気通信事業法（以下「法」といいます。）技術基準の詳細について規定している端末設備等規則（以下「設備等規則」といいます。）技術基準適合認定等の具体的手続等について詳細に規定している端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（以下「認定等規則」といいます。）等があります。

2 法令で使用されている基本的な用語

技術基準（法第52条）

端末設備を電気通信回線設備に接続するときの基準をいいます。具体的な技術基準は、法第52条第2項で定める三原則（電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。）に基づいて設備等規則で定めています。

技術的条件（法第52条）

電気通信事業者が、総務大臣の認可を得て定めるものです。技術的条件は、先行的で過渡的な技術を用いたり、特定の利用者しか想定されない等の端末機器に係るもので、これが技術的に安定し、不特定多数の利用者に使用されるようになれば技術基準として総務大臣が定めることとなります。

なお、技術的条件については法第52条（端末設備の接続の技術基準）及び第69条（端末設備の接続の検査）並びに電気通信事業法施行規則第32条（端末設備の接続の検査）第1項第5号において規定しているだけです。このため、当協会では、技術的条件については技術基準に準じて取り扱うこととしています。

端末機器技術基準適合認定（法第53条第1項）

個別、具体の端末機器について技術基準に適合することを認定するものです。本冊子では、単に「適合認定」又は「認定」といいます。

端末機器の設計についての技術基準適合認証（法第56条第1項）

個々の端末機器ごとに個別に審査、認定を行うことなく、設計単位（当該設計に合致することを含む。）について認証することによって当該設計に基づき製造された複数の端末機器について技術基準適合認定の効果を付与するものです。

本冊子では、単に「設計認証」又は「認証」といいます。

認証取扱業者（法第57条第1項）

登録認定機関による設計認証を受けた者をいいます。

登録認定機関（法第86条）

端末機器について、技術基準適合認定の事業を行うことについて総務大臣の登録を受けた者をいいます。

技術基準適合自己確認（法第63条第1項）

「特定端末機器」の製造業者又は輸入業者が、その「特定端末機器」を技術基準に適合するものとして、その設計（当該設計に合致することの確認の方法を含む。）について自ら確認するものです。具体的には、「**端末機器の設計についての技術基準適合性**」が自己確認の対象となります（技術的条件は対象外です。）。本冊子では単に「自己確認」といいます。

特定端末機器（法第63条第1項）

端末機器のうち、端末機器の技術基準、使用の態様等を勘案して、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものです。認定等規則第3条第2項において、告示で定めるとしており、**技術基準に係る端末機器**を特定端末機器としています。

届出業者（法第63条第4項）

自己確認をしたことを所定の手続きにより総務大臣に届出をした者をいいます。

設計合致義務（法第57条、64条）

認証取扱業者が認証設計に基づく端末機器を取り扱う場合、又は届出業者が届出設計に基づく特定端末機器を製造し、若しくは輸入する場合、当該端末機器又は特定端末機器を当該認証設計又は届出設計に合致させる義務をいいます。認証取扱業者及び届出業者は検査記録を作成、保存することが義務づけられています。

表示（法第53条第2項、第58条、第65条、第69条第1項）

端末機器又は特定端末機器が技術基準に適合していることを証する表示で、この表示が付されている端末機器又は特定端末機器を電気通信事業者の電気通信回線設備に接続する場合、当該電気通信事業者の接続検査を受ける必要はありません。

登録認定機関の認定を受けた端末機器については当該登録認定機関が表示します。認証取扱業者が設計合致義務を履行した認証設計に基づく端末機器及び届出業者が設計合致義務を履行した届出設計に基づく特定端末機器については当該認証取扱業者又は当該届出業者が表示することができます。

なお、技術的条件については特段の定めはありませんが、当協会では技術基準に準じた取り扱いをしています。

制度改正のポイント

今回の改正は、民間能力等の一層の活力を図る観点から、これまでの全ての端末機器について事前に国の代行機関である「指定認定機関」が認定する制度を改正したものです。改正のポイントは次の3点です。

なお、手続き等の概要の比較は図1のとおりです。

1 指定認定機関から登録認定機関への移行

総務大臣から指定を受け、国の事務の代行機関として技術基準適合性について認定を行っていた「指定認定機関」から、法令等に定める基準を満たす者は誰でも登録可能な所謂、第三者認証機関としての「登録認定機関」へ移行しました。

端末機器について、技術基準適合認定の事業を行うことについて総務大臣の登録を受けた者が「登録認定機関」となります。当協会は、法改正後において総務大臣の登録を受けたものとみなされ、自動的に「登録認定機関」に移行することとなります。

2 技術基準適合自己確認制度の導入

製造業者又は輸入業者は、製造し、又は輸入した特定端末機器について、登録認定機関から認証を受ける従来の方法に加えて、自らが技術基準適合性について確認できる技術基準適合自己確認制度が導入されました。自己確認を行おうとする者は、所定の様式により総務大臣に届け出る等の手続きが必要です。

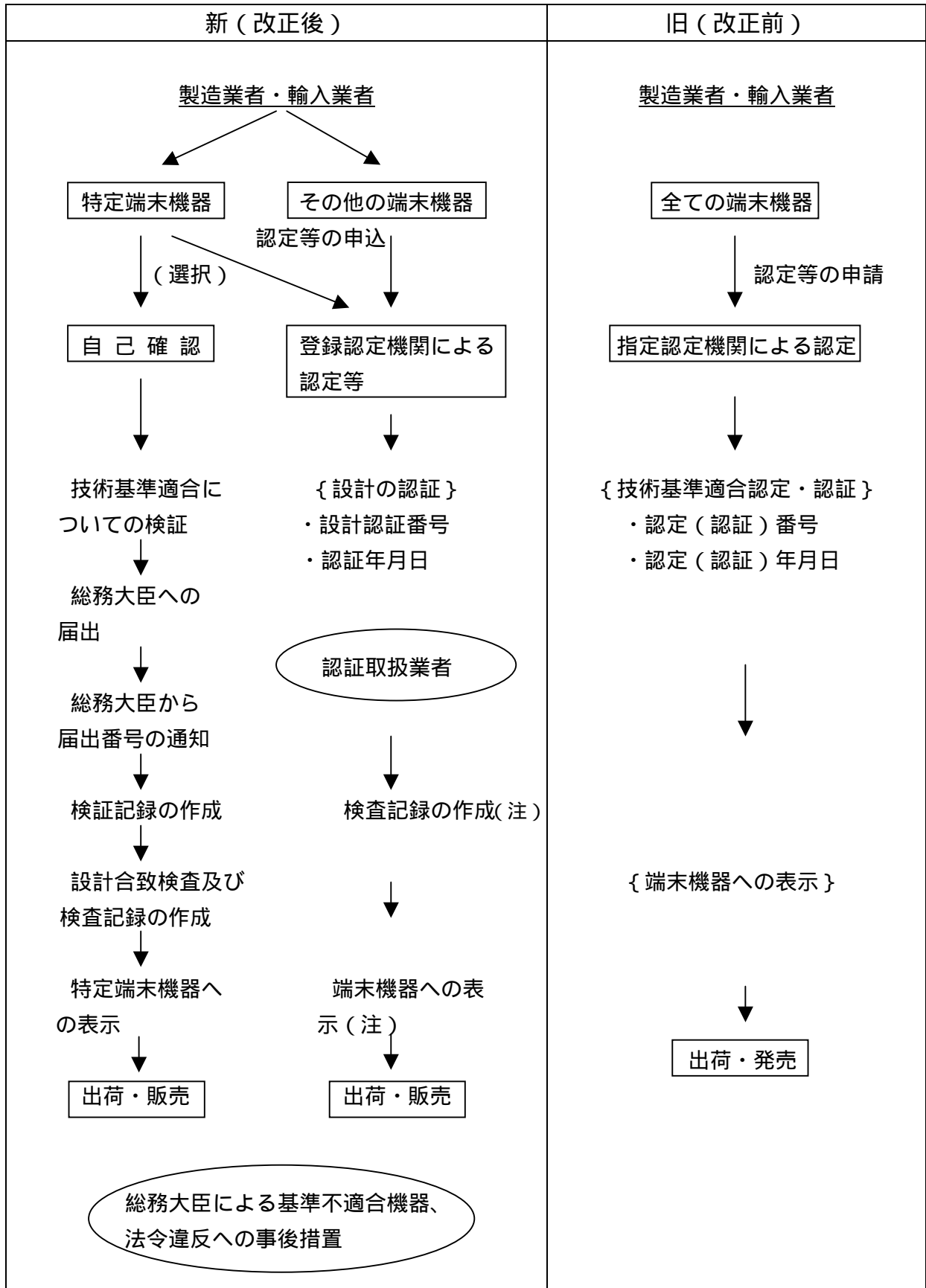
自己確認を行える者	1 日本国内において、国内で使用することとなる端末機器を製造する者 2 外国において製造された端末機器を日本国内で使用することを目的として当該端末機器を輸入した者
自己確認の対象となる端末機器	端末機器の設計についての技術基準適合性(技術的条件は含みません。)(注)

(注) 技術基準と技術的条件の双方にまたがる所謂複合端末機器の設計については、それぞれを分割することなく、一体として「登録認定機関」の認証を求めることをお勧めします。

3 国による事後措置の導入

従来、指定認定機関等が全ての端末機器を事前チェックしていましたが、技術基準適合自己確認制度が導入されたこと等に伴い、市場に流通している端末機器について市場調査を行う等してケースに応じて、改善命令、表示禁止、妨害防止命令及び表示なしとみなすこと等、国による事後措置が導入されました。

図1 技術基準適合認定等手続きの新旧比較（概念）

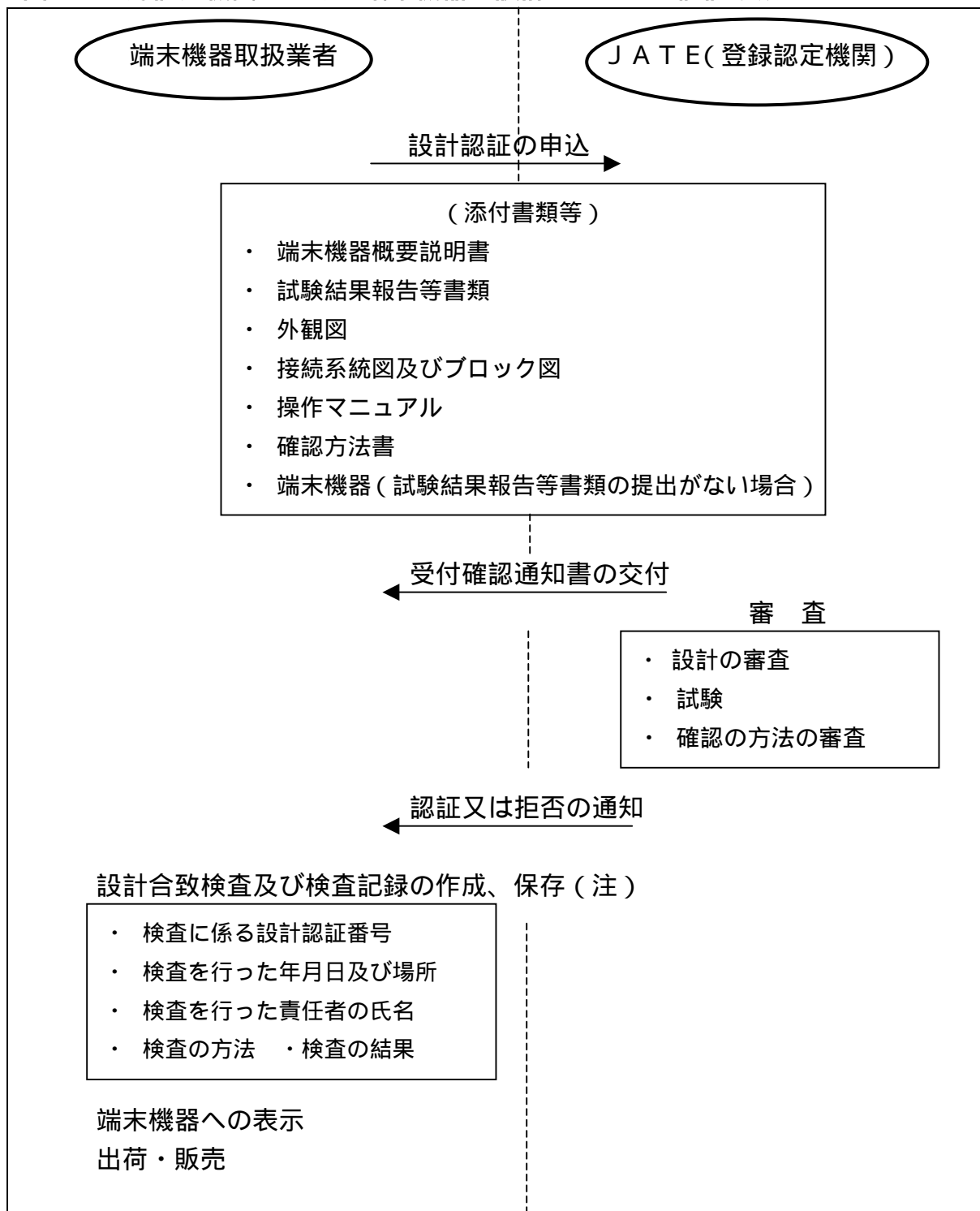


(注) 適合認定の場合は、個々の端末機器について認定を受けることから、設計合致義務の一環として行われる検査記録の作成は不要です。また、表示は、登録認定機関が付します。

登録認定機関による認定等手続き

技術的条件に係る端末機器については必ず登録認定機関による認定等を受けなければなりません。また、技術基準に係る端末機器（特定端末機器）についても、登録認定機関による認証又は自己確認の何れかを選択できます。登録認定機関による技術基準に係る設計についての認証手続きの概念図は図2のとおりです。

図2 登録認定機関における端末機器の設計についての認証手続き



(注) 端末機器技術基準適合認定の場合、 の設計合致検査及び検査記録の作成は不要です。

1 設計認証の申込

(1) 提出書類（認定等規則別表第1号一及び二、別表第2号一及び二）

認定登録機関の認証を受けようとする場合、設計認証申込書に添付する書類等は表1のとおりです。

表1 申込書に添付する書類等

添付する書類	説明
端末機器概要説明書	端末機器の名称、用途、構成、機能及び仕様の概要について説明した資料です。
試験結果報告等書類 (注1)	<p>端末機器について、技術基準及び技術的条件に適合していることを説明した資料で、次の(1)及び(2)に適合する試験結果を記載した書類及び当該試験結果が次の(1)及び(2)に適合することを示す書類をいいます。</p> <p>(1) 法第87条第1項第2号の較正等を受けた測定機器等を使用して試験を行ったものであること。(注2)</p> <p>(2) 総務省告示第99号(平成16年1月26日)で定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。(技術的条件については、当該技術的条件に係る電気通信事業者、当協会及び申込機器に係る製造業者等の三者で合意した試験方法、その他合理的と認められる方法により行った試験であること。)</p>
外観図	端末機器の外観、構造及び寸法を記載した図面です。
接続系統図及びブロック図	端末機器及び当該機器と接続される他の機器と電気通信回線設備との方法を記載した図面及び当該機器について、回路の構成を各機能ブロックの接続構成として記載した図面です。
操作マニュアル	端末機器の取扱い及び操作の方法を説明した資料です。
確認方法書(注3)	端末機器の設計についての認証に係る申込の場合に必要な資料であって、当該設計に基づく端末機器のいずれもが当該設計に合致することの確認の方法に係る事項を記録した資料であって、具体的には認定等規則別表第3号に定める資料(表2)をいいます。

(注1) 試験結果報告等書類の提出がない場合は、端末機器の提出が必要です。

この場合、試験に係る費用が上乗せされた手数料をいただくことになります。

(注2) 試験の際使用した測定器等ごとに次の事項を記載した資料を提出していただきます。

名称又は型式 製造事業者名 製造番号 較正等の年月日

較正等を行った者の氏名又は名称

(注3) 規則別表第3号に定める資料(別添)に替えて端末機器の取扱いに係る工場等の全部が規則別表第3号に掲げる事項のすべてに適合していることを証する次の何れか又はこれに準ずる登録証(写し)を提出することができます。

ISO9001:2000 TL9000

表2 確認方法書の記載事項（認定等規則別表第3号）

事 項	記 載 内 容
1 組織並びに管理者の責任及び権限	法第57条第1項の義務（以下「設計合致義務」という。）を履行するために必要な業務を管理し、実行し、検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が明確にされていることの説明
2 設計合致義務を履行するための管理方法	設計合致義務を履行するために必要な端末機器の取扱いにおける管理方法に関する規程が具体的かつ体系的に文書として整備され、それに基づき設計合致義務が適切に履行されることの説明
3 端末機器の検査	設計合致義務を履行するために必要な端末機器の検査手順その他検査に関する規程が文書として整備され、それに基づき検査が適切に行われることの説明
4 測定器等の管理	端末機器の検査に必要な測定器等の管理に関する規程が文書として整備され、それに基づき測定器等の管理が適切に行われることの説明
5 その他の事項	その他設計合致義務を履行するために必要な事項

（2）認証申込にあたっての留意事項

申込者について日本国内に居住している必要はありません。

申込は認証を受けようとする者から依頼を受けた者も行うことができます。

試験結果報告等書類の作成は、申込者自らが行うことも、他へ委託することも可能です。所定の試験結果報告等書類を添付すると端末機器の提出は必要ありませんし、審査手数料も大変安くなります。

{ 参考 }

制度改正前は、総務大臣の認定を受けた「認定試験事業者」が作成した試験結果報告書が添付されている場合、審査の一部が省略されることから審査手数料が減額されていました。制度改正後は、「認定試験事業者」の制度は廃止されましたが、所定の測定機器を使用して総務大臣が告示した試験方法又はこれと同等以上の方法によって行った試験結果報告等書類が添付された場合、端末機器の提出も不要で、審査手数料も安くなります。

2 設計認証の審査等

(1) 申込の受理

当協会では認証の申込を受理し、申込書、添付書類等を点検のうえ受付処理を行い、申込者に受付確認通知書を発行します。これは認証等の番号を予め申込者の皆様へお知らせするものです。ただし、審査手数料の納付がない場合、失効しますのでご注意ください。

(2) 審査及び審査結果の通知

認定等規則の定めるところにより審査を行い審査結果を文書で通知します。なお、審査の過程で資料の追加、訂正をお願いすることがあります。申込の受付から審査結果の通知までの期間は最大15日を目途としています。

3 設計認証を受けた者（認証取扱業者）の設計合致義務（法第57条第1項）

設計認証とは、個々の端末機器ごとに個別に審査、認定を行うことなく、設計（タイプ）単位（当該設計に合致することの確認の方法を含みます。）について認証することによって、当該設計認証された設計（以下、「認証設計」といいます。）に基づいて製造される端末機器について技術基準適合認定の効果を賦与するものです。

従って、認証設計に基づき実際に製造された端末機器が当該認証設計に合致しているかどうかを確認したうえで出荷・販売することが義務づけられています。

(1) 検査記録の作成（法第57条第2項、認定等規則第21条第1項）

登録認定機関から設計認証を受けた者（以下「認証取扱業者」といいます。）は、端末機器が認証設計に合致しているかどうかについて検査を行い、表3に示す事項を記載した検査記録を作成しなければなりません。

表3 検査記録に記載すべき事項

1	検査に係る設計認証番号
2	検査を行った年月日及び場所
3	検査を行った責任者の氏名
4	検査の方法
5	検査の結果

(2) 検査記録の保存（法第57条第2項、認定等規則第21条第2項、第3項）

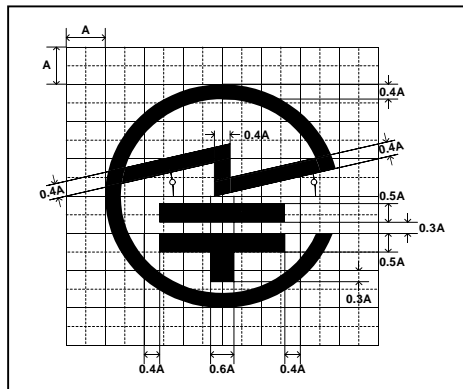
検査記録は、検査の日から10年間保存しなければなりません。この保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができますが、この場合、この電磁的記録を必要に応じ、電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければなりません。

4 適合マークの表示（法第53条第2項、第58条、認定等規則第10条、第22条、第29条、第38条、様式第7号）

認証取扱業者は、認証設計に基づく端末機器について検査を行い設計合致義務を履行したときは適合マークを表示することができますが、表示する場合、当該端末機器の見易い箇所に適合マークを表示しなければなりません。適合マークの様式は認定等規則様式第7号に定められています。具体的には、図3のとおりです。

図3 適合マーク（認定等規則様式第7号）

表示は、次の様式に設計認証については記号 T 及び設計認証番号を付加したものの、技術基準適合については記号 A 及び技術基準適合認定番号を付加したものとします。



- 注1 大きさは、直径5ミリメートル以上（体積が100cc以下の端末機器にあつては、直径3ミリメートル以上）であること。
 2 材料は、容易に損傷しないものであること。
 3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができること。
 4 設計認証番号の付定は次のとおりとすること。

(1) 最初の文字は端末機器の種類に従い次表に定めるとおりとする。

端 末 機 器 の 種 類	記号
電話用設備に接続される端末機器	A
無線呼出用設備に接続される端末機器	B
総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	D

*二以上の端末機器が構造上一体となっているものについては、該当する記号を列記するものとする。

- (2) 次に受付年西暦（下2桁）を付定する。
 (3) その後、当協会の通し番号（4桁）を付定する。
 (4) 最後に登録認定機関の識別符号（3文字）を付定する。

{ 参考 } 認証番号の例

A C D	0 4	-	0 1 0 0	0 0 1
端末機器種類	西暦		通し番号	登録認定機関 識別符号

なお、登録認定機関から技術的条件に係る設計認証を受けた設計に基づく端末機器に対する適合マークに関する法令上の規定はありませんが、当協会では図4のような運用をしています。

図4 技術的条件に係る認証番号等

認証の表示は、協会が指定する認証番号とする。

- 1 材料は、容易に損傷しないものであること。
- 2 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- 3 認証番号の付定は次のとおりとします。
 - (1) 最初の文字は端末機器の種類に従い次表に定めるところによります。

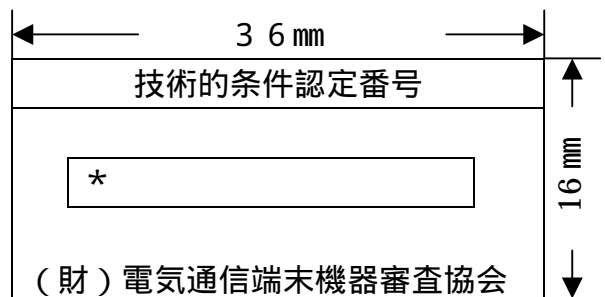
端 末 機 器 の 種 類	記号
移動通信端末	J
専用通信回線設備等端末	L
その他の通信端末	K

- (2) 次に受付西暦（下2桁）を付定します。
- (3) その後、当協会の通し番号（4桁）を付定します。

{参考} 認証番号の例

<u>L</u>	<u>04</u>	<u>0020</u>
端末機器 種類	西暦	通し番号

技術的条件適合認定に係る端末機器については、協会において次のラベルを表示します。



* 内に認定番号を表示します。

5 総務大臣に対する適合認定等の報告（法第92条第1項、第103条）

登録認定機関が技術基準についての設計認証又は適合認定を行ったときは、表4に示す事項を総務大臣に報告することとされています。なお、技術的条件についての設計認証又は適合認定については総務大臣への報告義務はありません。

表4 登録認定機関から総務大臣への報告事項（認定等規則第8条第3項、第19条第3項）

- | |
|-------------------------------------------|
| 1 設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| 2 認証設計に基づく端末機器の種類 |
| 3 認証設計に基づく端末機器の名称 |
| 4 設計認証番号 |
| 5 設計認証をした年月日 |

（注）適合認定の場合は、「認証設計」及び「設計認証」を「技術基準適合認定」と読み替えます。

6 総務大臣による官報での告示（法第92条第2項、第103条、認定等規則第18条、第24条）

登録認定機関から総務大臣に報告された表4の事項については、官報で告示されます。ただし、1の事項については、設計認証又は適合認定を受けた者の氏名又は名称に限ります。なお、技術的条件については、当協会のホームページに掲載されます。

7 変更の届出（認定等規則第8条第5項、第19条第5項、様式第6号）

登録認定機関から設計認証又は適合認定を受けた者は、認証設計に基づく端末機器について検査を最後に行った日若しくは認定を受けた日から起算して10年を経過するまでの間、表5に示す事項に変更があったときは、総務大臣に変更届を提出しなければなりません。ただし、当該端末機器の取扱いを終了しているときは、届出の必要はありません。なお、届出様式は様式1のとおりです。

表5 届出が必要とされる変更事項

設計認証	適合認定
1 設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	基準適合認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2 認証設計に基づく端末機器の名称	

様式1 氏名又は名称等変更届出書（認定等規則様式第6号）

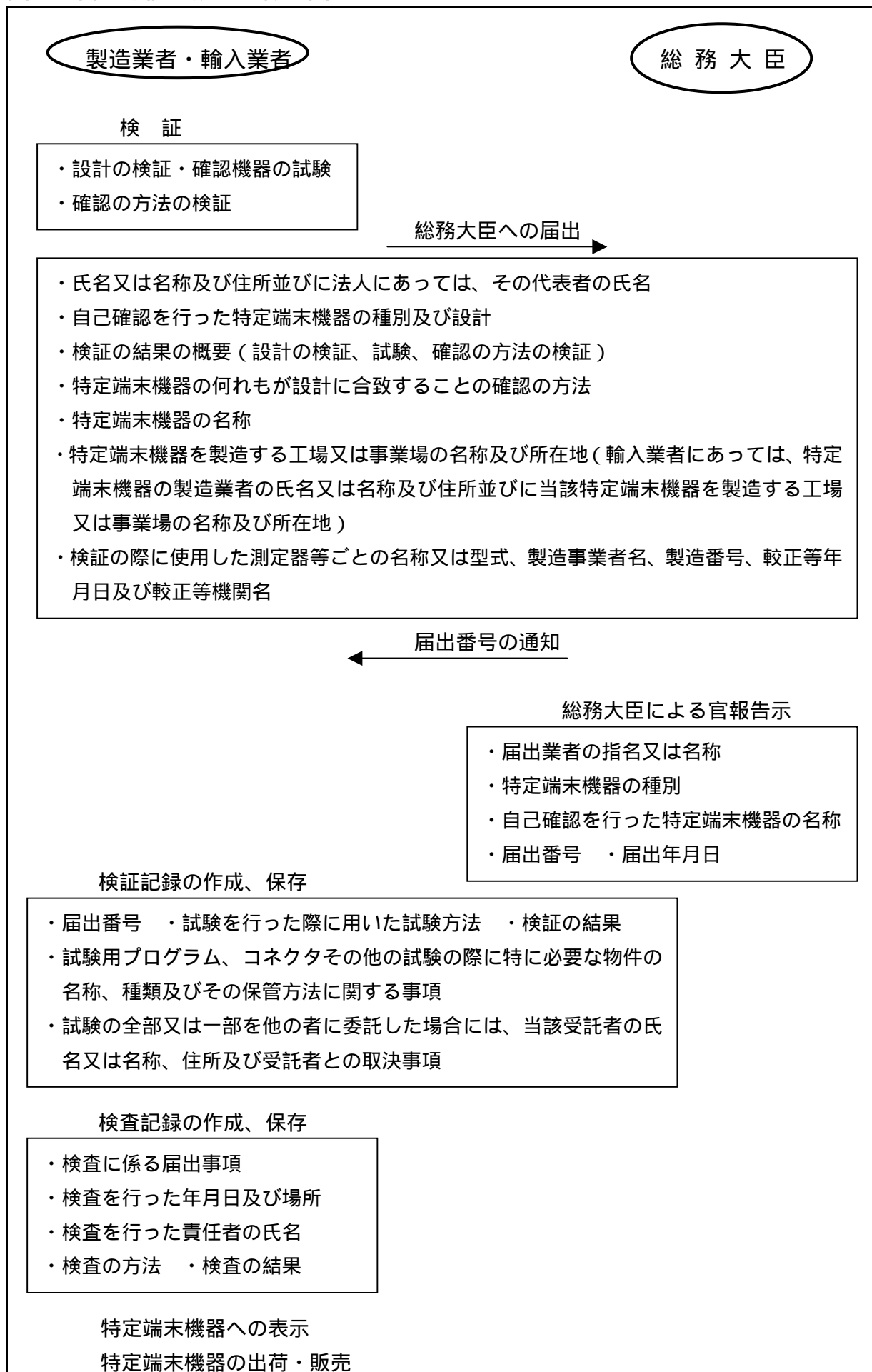
氏名又は名称等変更届出書		
年 月 日		
総務大臣 殿		
	郵便番号	
	住 所	
	(ふりがな)	
	氏 名(法人にあっては、名称及び 代表者の氏名。記名押印又は署名)	
	電話番号	
	第8条第5項	
端末機器の技術基準適合認定等に関する規則	第19条第5項	の規定により
	第27条第5項	
	第35条第5項	
、下記のとおり届け出ます。		
	記	
1	変更した事項	
2	変更した年月日	

- 注1 変更した事項は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

技術基準適合自己確認の手続き

特定端末機器を技術基準に適合するものとしてその設計について、その製造業者又は輸入業者自らが確認することができる自己確認制度が導入されました。これにより製造業者又は輸入業者は、特定端末機器の設計についての技術基準適合性について登録認定機関による認証又は自己確認の何れかを選択できるようになりました。ただし、技術的条件については自己確認の対象外ですので登録認定機関の認定等が必要です。自己確認手続きの概念図は図5のとおりです。

図5 自己確認手続きの概念図



1 技術基準適合自己確認の検証（法第63条第2項、認定等規則第41条第1項）

（1）設計の検証（認定等規則別表第4号一）

自己確認に係る特定端末機器（以下「確認機器」といいます。）の名称、用途、構成、機能及び仕様の概要を説明した資料、外観、構造及び寸法を記載した外観図、接続系統図、ブロック図並びに機器の取扱い及び操作の方法を説明した資料により、設計の内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて検証するものです。

（2）試験（認定等規則別表第4号二）

試験は次により行い技術基準に適合するものかどうかについて検証します。

所定の較正等を受けた測定器等（その較正等を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内のものに限ります。）を使用すること。

確認機器について技術基準ごとに総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により試験を行うこと。

確認機器の試験の全部又は一部を他の者に委託することができますが、この場合、次の2点が義務づけられています。

試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、試験の適正な実施を確保するため、受託者との間に次に掲げる事項を取り決めておくこと。

ア 所定の較正等を受けた測定器等を使用し、技術基準ごとに総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により試験を行うことの確認

イ その他当該試験の適正な実施を確保するために必要な事項

試験の結果が の取り決めに従って適正に得られたものであることを検証すること。

（3）確認の方法の検証（認定等規則別表第4号三）

特定端末機器がその設計に合致することの確認の方法を記載した確認の方法書を作成します。確認方法書の記載事項は「表2 確認方法書の記載事項（P、8）」のとおりです。なお、確認の方法書の作成に替えて、特定端末機の製造又は輸入に係る工場等が規則別表第5号に掲げるすべてに適合していることを証するもの（ISO9000s）によることができます。

の確認方法書及び技術基準適合自己確認に係る設計に基づく一の特定端末機器により、自己確認に係る設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致するものとなることを確保できるかどうかについて検証します。

2 総務大臣に対する技術基準適合自己確認の届出（法第63条第3項、認定等規則第41条第2項、様式第12号）

製造業者又は輸入業者は、自己確認をしたときは、認定等規則様式第12号に定める次の様式による届出書を総務大臣に提出しなければなりません。虚偽の届出をした者は30万円以下の罰金に処せられる場合があります（法第188条第8号）。

技術基準適合自己確認届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名（法人にあっては、名称及び代表の
氏名。記名押印又は署名）

電話番号

電気通信事業法第63条第2項の規定による技術基準適合自己確認をしたので、
同条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 技術基準適合自己確認を行った特定端末機器の種別及び設計（注1）
- 2 技術基準適合自己確認に係る設計に基づく特定端末機器の名称
- 3 検証の結果の概要

一 設計の検証	検証を行った年月日及び場所	
	検証を行った責任者の氏名及び部署の名称	
	結果の概要（注2）	
二 試 験	試験を行った年月日及び場所	
	試験を実施した責任者の氏名及び部署の名称 （注3）	
	検証を行った年月日及び場所	
	検証を実施した責任者の氏名及び部署の名称	
	結果の概要（注4）	
三 確認の方法の検証	検証を行った年月日及び場所	
	検証を実施した責任者の氏名及び部署の名称	
	結果の概要（注5）	

- 4 設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致することの確認の方法（注6）
- 5 特定端末機器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入業者にあつては、当該特定端末機器の製造業者の氏名又は名称及び住所並びに当該特定端末機器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地）
- 6 検証の際に使用した測定器等

名称又は型式	製造事業者名	製造番号	較正等の年月日	較正等を行った者の 氏名又は、名称	備 考
					（注7）

- 注1 設計については、特定端末機器の設計に係る事項を記載した書類であって別表第四号において準用する別表第一号に定める事項のうち確認機器の用途、構成、機能及び仕様の概要等を記載すること。
- 2 設計を検証した結果、確認機器の設計が技術基準に適合するものであることを確認した旨を記載すること。
- 3 試験の全部又は一部を他の者に委託した場合は、委託した試験項目の範囲、受託者の氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名も記載すること）。
- 4 試験に基づく検証の結果、確認機器が技術基準に適合するものであることを確認した旨を記載すること。
- 5 確認の方法の検証の結果、技術基準適合自己確認に係る確認方法書及び技術基準適合自己確認に係る設計に基づく一の特定端末機器により、技術基準適合自己確認に係る設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致するものとなることを確保することができるものであることを確認した旨を記載すること。
- 6 検証を行った技術基準適合自己確認に係る確認方法書の内容を記載すること。
- 7 較正等の方法が法第87条第1項第二号二に該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第二に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称を記載すること。
- 8 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

3 総務大臣からの届出番号の通知及び官報での告示（法第63条第6項、認定等規則第41条第3項、第11項）

総務大臣は、届出書を受理したときは、届出番号を通知するとともに表6に示す事項について官報で告示します。

表6 総務大臣による官報での告示事項（認定等規則第41条第11項）

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 | 届出業者の氏名又は名称 |
| 2 | 特定端末機器の種別 |
| 3 | 技術基準適合自己確認を行った特定端末機器の名称 |
| 4 | 届出番号 |
| 5 | 届出年月日 |

4 検証に係る記録の作成及び保存（法第63条第4項、認定等規則第41条第4項～第6項）

（1）検証記録の作成

届出を受理された届出業者は、自己確認の届出の際に行った検証について表7に示す事項を記載した検証記録を作成しなければなりません。これは登録認定機関が個々の審査案件ごとに帳簿への記載を義務づけられているものに相当するものです。なお、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者は30万以下の罰金に処せられる場合があります（法第188条第9号）。

表7 検証記録への記載事項

- | |
|-----------------------------------------------------|
| 1 届出番号 |
| 2 試験を行った際に用いた試験方法 |
| 3 試験用プログラム、コネクタその他の試験の際に特に必要な物件の名称、種類及びその保管方法に関する事項 |
| 4 試験の全部又は一部を他の者に委託した場合には、受託者の氏名又は名称、住所及び受託者との取り決め事項 |
| 5 検証の結果 |

(3) 検証記録の保存

検証記録は、届出に係る確認の方法に従い、特定端末機器について検査を最後に行った日から10年間保存しなければなりません。この保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができますが、この場合、この電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければなりません。

5 届出業者の設計合致義務（法第64条第1項）

端末機器の設計についての技術基準自己確認とは、個々の端末機器ごとに自己確認を行うことなく、設計単位（当該設計に合致することの確認を含みます。）について自己確認することによって当該届出に係る設計（以下「届出設計」といいます。）に基づいて製造される端末機器について技術基準適合の効果を付与するものです。

従って、届出設計に基づき製造された端末機器が届出設計に合致しているかを確認したうえで出荷・販売することが義務づけられています。これは、登録認定機関から設計認証を受けた認証取扱業者に課せられている設計合致義務と同様の義務です。

(1) 検査記録の作成（法第64条第2項、認定等規則第42条第1項）

届出業者は、届出設計に基づく特定端末機器を製造し、又は輸入する場合には、当該特定端末機器について届出の確認方法に従い、検査を行い届出設計に合致しているかどうかについて検査を行い、表8に示す事項を記載した検査記録を作成しなければなりません。

表8 検査記録の記載事項

- | |
|-----------------|
| 1 検査に係る届出番号 |
| 2 検査を行った年月日及び場所 |
| 3 検査を行った責任者の氏名 |
| 4 検査の方法 |
| 5 検査の結果 |

(2) 検査記録の保存（認定等規則第42条第2項、第3項）

検査記録は、検査の日から10年間保存しなければなりません。保存方法は、検証記録の保存方法と同じです。

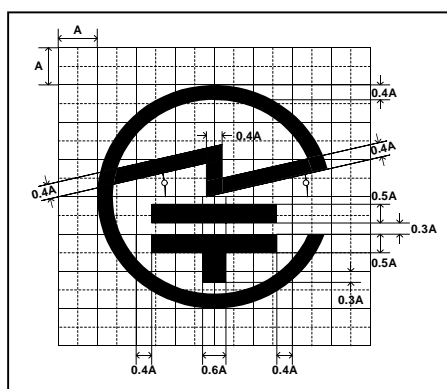
6 自己確認マークの表示（法第65条，認定等規則第43条、様式第14号）

届出業者は、届出設計に基づく特定端末機器について、設計合致義務を履行したときは、自己確認マークを表示することができますが、表示する場合、自己確認をした特定端末機器の見やすい箇所に表示しなければなりません。

自己確認マークの様式は認定等規則様式第14号に定められています。具体的には図6のとおりです。

図6 自己確認マーク（認定等規則様式第14号）

表示は、次の様式に記号 T 及び識別番号を付加したものとする。



注1 大きさは、直径5ミリメートル以上（体積が100cc以下の特定端末機器にあっては、直径3ミリメートル以上）であること。

2 材料は、容易に損傷しないものであること。

3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができること。

4 識別番号の付定は次のとおりとすること。

(1) 最初の6文字は届出番号を付定する。

(2) 7文字目は特定端末機器の種別に従い次表に定めるとおりとする。

特定端末機器の種類	記号
電話用設備に接続される特定端末機器	A
無線呼出用設備に接続される特定端末機器	B
総合デジタル通信用設備に接続される特定端末機器	C
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される特定端末機器	D

*二以上の特定端末機器が構造上一体となっているものについては、該当する記号を列記するものとする。

(3) 最後に技術基準適合自己確認の届出を行った西暦年数(下2桁)を付定する。

{ 参考 }

識別番号の例

000000	ACD	04
届出番号	特定端末機器種類	西暦

7 届出事項の変更の届出(法第63条第5項、認定等規則第41条第7項～第10項、様式第13号)

届出業者は、届出設計に基づく特定端末機器について検査を最後に行った日から起算して10年を経過するまでの間、表9に示す事項に変更があったときは、総務大臣に変更届を提出しなければなりません。届出をせず、又は虚偽の届出をした者は30万円以下の過料に処せられる場合があります(法第192条第1号)。届出様式は様式2のとおりです。

表9 届出が必要とされる変更事項

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 技術基準適合自己確認を行った設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致することの確認の方法(注)
- 3 技術基準適合自己確認に係る設計に基づく特定端末機器の名称
- 4 特定端末機器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(輸入業者にあっては、特定端末機器の製造業者の氏名又は名称及び住所並びに当該特定端末機器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地)

(注) 確認の方法に係る変更の届出をしようとするときは、あらかじめ変更後の確認方法書及び技術基準適合自己確認に係る設計に基づく一の特定端末機器により、技術基準適合自己確認に係る設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致することができるかどうかについて検証を行い、検証に係る記録を作成するとともに、変更後の確認方法書の全文を添付して総務大臣に届けます。

様式2 技術基準適合自己確認変更届出書(認定等規則様式第13号)

技術基準適合自己確認変更届出書	
	年 月 日
総務大臣 殿	
	郵便番号
	住 所
	(ふりがな)
	氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
	電話番号
	届出番号
電気通信事業法第63条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。	
記	
1	変更した事項
2	変更した年月日
3	変更の理由

- 注1 変更した事項は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
- 2 法第63条第3項第4号の事項に係る変更の場合は、変更後の確認方法書の全文を添付すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

国による事後措置

従来、端末機器の技術基準適合認定等について国の委任を受けた指定認定機関等が全ての端末機器について事前にチェックしていましたが、自己確認制度が導入されたことに伴い、市場に流通している端末機器について市場調査を行う等してケースに応じて、妨害防止命令、表示が付されている端末機器について表示が付されていないものとみなす措置、端末機器への表示の禁止及び改善措置命令を行うこととし、基準不適合機器、法令違反への対応のための事後措置を講じることとしています。

1 妨害防止命令（法第54条，第61条）

総務大臣は、次の場合、登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者又は認証取扱業者に対し、他の利用者の通信への妨害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。この命令に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられる場合があります（法第181条第1号）。

登録認定機関による技術基準適合認定を受けた端末機器又は認証設計に基づく端末機器であって適合マークの表示が付されているものが、技術基準に適合していないこと

当該端末機器の使用により他の利用者の通信に妨害を与えるおそれがあると認められること

妨害の拡大を防止するために必要があると認められること

2 表示が付されている端末機器について表示が付されていないものとみなす措置（法第55条，法第61条，法第68条）

適合マークの表示が付された端末機器又は自己確認の表示が付された特定端末機器については、電気通信事業者の接続検査を受けることなく使用することができます。しかし、次のいずれにも該当する場合は表示が付されていないものとみなされ、その旨、官報で告示されます。

適合マークの表示が付されている端末機器又は特定端末機器が技術基準に適合していないこと

総務大臣が他の利用者の通信への妨害の発生を防止するために特に必要があると認めるとき

3 表示の禁止

（1）認証業者に対する表示の禁止の措置（法第60条）

総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、認証取扱業者に対し、2年以内の期間を定めて適合マークの表示を付することを禁止することができます。表示を付することを禁止したときは、その旨、官報で告示されます。

要件	表示禁止対象端末機器
1 認証設計に基づく端末機器が技術基準に適合していない場合において、他の利用者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき（注）	当該端末機器の認証設計に基づく端末機器
2 認証取扱業者が認証設計に基づく端末機器を製造又は輸入する場合において、設計合致義務（検査、検査記録の作成及び保存）を履行しなかったとき	当該違反に係る端末機器の認証設計に基づく端末機器
3 認証取扱業者が総務大臣の設計認証に係る確認の方法を改善するための措置命令に違反したとき	当該違反に係る端末機器の認証設計に基づく端末機器
4 認証取扱業者が不正な手段により登録認定機関による設計認証を受けたとき	当該設計認証に係る設計に基づく端末機器
5 登録認定機関が法令に違反して設計認証をしたとき	当該設計認証に係る設計に基づく端末機器
6 技術基準が変更された場合において、当該変更前に設計認証を受けた設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき	当該設計に基づく端末機器

（注）禁止に違反して表示した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられる場合があります（法第181条第2号）。

（2）届出業者に対する表示の禁止の措置（法第66条）

総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出業者に対し、2年以内の期間を定めて自己確認マークの表示を付することを禁止することができます。表示を付することを禁止したときは、その旨、官報で告示されます。

要件	表示禁止対象端末機器
1 届出設計に基づく特定端末機器が技術基準に適合していない場合において、他の利用者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき（注）	当該特定端末機器の届出設計に基づく特定端末機器
2 届出業者が自己確認をしたことについての届出をする場合において、虚偽の届出をしたとき	当該虚偽の届出に係る設計に基づく特定端末機器
3 届出業者が検証に係る記録の作成及び保存並びに設計合致のための検査記録の作成及び保存義務に違反したとき	当該違反に係る特定端末機器の届出設計に基づく特定端末機器
4 届出業者が総務大臣の届出設計に係る確認の方法を改善するための措置命令に違反したとき	当該違反に係る特定端末機器の届出設計に基づく特定端末機器
5 技術基準が変更された場合において、当該変更前に届け出た設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき	当該設計に基づく特定端末機器

（注）禁止に違反して表示した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられる場合があります（法第181条第2号）。

(3) 届出業者に対する再演防止のための表示の禁止の措置（法第67条）

総務大臣は、届出業者が(2)に掲げる要件の2から4までのいずれかに該当した場合において、再度、当該いずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該届出業者に対し、2年以内の期間を定めて、特定端末機器に自己確認の表示を付することを禁止することができます。

4 総務大臣の改善措置命令（法第59条、第68条）

認証取扱業者は、認証設計に基づく端末機器を取り扱う場合においては、当該端末機器を当該認証設計に合致するようにしなければなりません。総務大臣は、認証取扱業者がこの設計合致義務に違反していると認められる場合には、当該認証取扱業者に対し、設計認証に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

また、届出業者についても届出業者が設計合致義務に違反していると認められる場合には、当該届出業者に対し届出設計に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

5 報告及び検査等（法第166条、第167条）

総務大臣は、法の施行に必要な限度において、登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者又は認証取扱業者若しくは届出業者に対し、当技術基準適合認定に係る端末機器、又は当該認証取扱業者が受けた設計認証若しくは届出設計に係る端末機器に関し報告させ、又はその職員に事業所に立ち入り、当該端末機器その他の物件を検査させることができます。

また、総務大臣は、その職員に検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる端末機器等について、期限を定めて提出することを求めることができます。

端末機器の技術基準等

1 技術基準の三原則

電気通信事業法第52条第2項において、端末機器を電気通信事業者のネットワークに接続するための技術基準として、次の3つの原則を定めています。

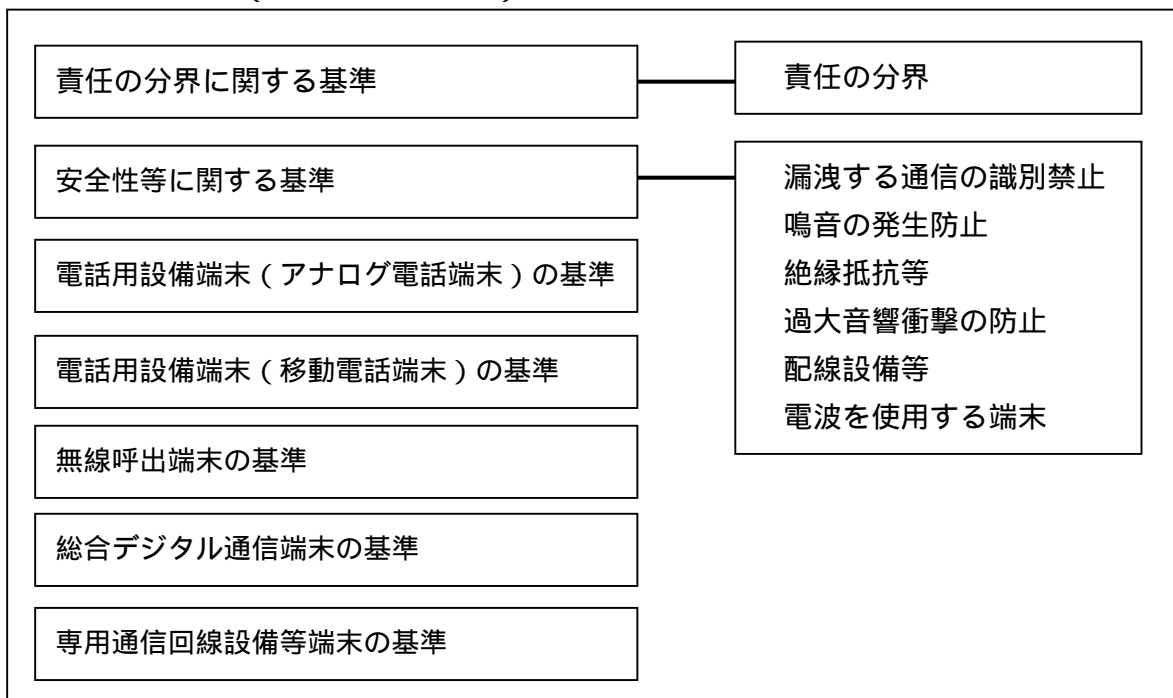
- (1) 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
- (2) 電気通信回線を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。
- (3) 電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。

端末機器の技術基準は、この電気通信事業法第52条第2項で定める三原則に基づき「端末設備等規則（総務省令）」で定められていますが、端末機器の品質や性能等に関する事項は含まれていません。

2 技術基準の内容

技術基準は、責任の分界や安全性等に関する全般基準のほか、電話用設備端末（アナログ電話端末、移動電話端末）、無線呼出端末、総合デジタル通信端末、専用通信回線設備等端末に関する各基準から構成されています。この状況を図7に示します。

図7 技術基準（端末設備等規則）の状況



技術基準のうち責任の分界や安全性等に関する基準については次のような項目があります。

- (1) 事業用電気通信設備との責任分界点を持ち、1回線毎にその事業用電気通信設備から容易に切り離せること。
- (2) 事業用電気通信設備において漏洩する通信内容を意識的に識別しないこと。
- (3) 定められた条件に従い鳴音の発生を防止する機能を有すること(2線式のアナログ端末が対象)。
- (4) 電源回路と筐体及び事業用電気通信回線設備との間に所定の絶縁抵抗及び絶縁耐力を有すること。金属製の台及び筐体は所定の接地要件を満たすこと。
- (5) 通話中に受話器から誘導雷等による過大な音響雑音が入ることを防止すること。
- (6) 配線設備は、評価雑音電力、絶縁抵抗、強電流電源との関係、接地の方法につき所定の要件を満たすこと。
- (7) 端末設備内で電波を使用するとき、混信防止のための識別符号を有すること、使用電波の空き状態確認ができること、無線部分は原則とし1筐体内にあり、容易に開けられないこと。

また、端末機器種別毎に異なる技術基準の内容の一例として「端末機器の備えるべき基本的機能」について説明します。電話用設備端末(アナログ電話端末)の基準では「端末の直流回路は発信又は応答を行うときに閉じ、通信が終了したとき開く」ことが規定されていますが、総合デジタル通信端末の基準では、「発信、応答、通信終了時に定められたメッセージを送出する」こととなっています。

3 技術的条件の内容

技術基準以外に通信事業者が総務大臣の認可を得て制定する技術的条件があります。これは、新しいネットワークサービスに関連して発生する 特殊な専用回線の端末、 特殊な移動通信回線端末の条件、 及び に含まれないその他の技術的条件適用端末の条件等です。

技術的条件適用端末機器も電気通信事業法で定める技術基準の三原則に基づき、責任の分界や、安全性等に関する基準が適用され、さらに、各端末機器の種別に対応する技術的条件を満たすことが求められます。

このように技術的条件は、先行的で過渡的な技術を用いたり、特定の利用者しか想定されない等の端末機器に係るもので、これが技術的に安定し一般化すれば技術基準に移行していきます。最近の例では、当初、技術的条件で認可を受けたDSLモデムの大部分が平成14年2月に技術基準に移行しています。

資 料 集

資料 1 電気通信事業法（抄）

昭和 59 年法律第 86 号

最終改正：平成 15 年 8 月 1 日

資料 2 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（抄）

平成 16 年総務省令第 15 号

最終改正：平成 16 年 3 月 22 日

資料 3 電気通信事業法施行規則（抄）

昭和 60 年郵政省令第 25 号

最終改正：平成 16 年 3 月 22 日

電気通信事業法（抄）

昭和 59 年法律第 86 号

最終改正：平成 15 年 8 月 1 日

（端末設備の接続の基準）

第 5 2 条 電気通信事業者は、利用者から端末設備（電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ。）をその電気通信回線設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。第 6 9 条及び第 7 0 条において同じ。）に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準（当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であって総務省令で定めるものが総務大臣の許可を受けて定める技術的条件を含む。次項及び第 6 9 条において同じ。）に適合しない場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができない。

2 前項の技術基準は、これにより次の次項が確保されるものとして定めなければならない。

- 一 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
- 二 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。
- 三 電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。

（端末機器技術基準適合認定）

第 5 3 条 第 8 6 条第 1 項の規定により登録を受けた者（以下「登録認定機関」という。）は、その登録に係る技術基準適合認定（前条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合していることの認定をいう。以下同じ。）を受けようとする者から求めがあった場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る端末機器（総務省令で定める種類の端末設備の機器をいう。以下同じ。）が前条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合認定を行うものとする。

2 登録認定機関は、その登録に係る技術基準適合認定をしたときは、総務省令で定めるところにより、その端末機器に技術基準適合認定をした旨の表示を付さなければならない。

3 何人も、前項（第 1 0 4 条第 4 項において準用する場合を含む。）第 5 8 条（第 1 0 4 条第 7 項において準用する場合を含む。）又は第 6 5 条の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において端末機器にこれらの表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(妨害防止命令)

第54条 総務大臣は、登録認定機関による技術基準適合認定を受けた端末機器であって前条第2項の表示が付されているものが、第52条第1項の総務省令で定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該端末機器の使用により電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に妨害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該技術基準適合認定を受けた者に対し、当該端末機器による妨害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(表示が付されていないものとみなす場合)

第55条 登録認定機関による技術基準適合認定を受けた端末機器であって第53条第2項の規定により表示が付されているものが第52条第1項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信への妨害の発生を防止するために特に必要があると認めるときは、当該端末機器は、第53条第2項の規定による表示が付されていないものとみなす。

2 総務大臣は、前項の規定により端末機器について表示が付されていないものとみなされたときは、その旨を公示しなければならない。

(端末機器の設計についての認証)

第56条 登録認定機関は、端末機器を取り扱うことを業とする者から求めがあった場合には、その端末機器を、第52条第1項の総務省令で定める技術基準に適合するものとして、その設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む。)について認証(以下「設計認証」という。)する。

2 登録認定機関は、その登録に係る設計認証の求めがあった場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る設計が第52条第1項の総務省令で定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該設計に基づく端末機器のいずれもが当該設計に合致するものとなることを確保することができるものと認めるときに限り、設計認証を行うものとする。

(設計合致義務)

第57条 登録認定機関による設計認証を受けた者(以下「認証取扱業者」という。)は、当該設計認証に係る設計(以下「認証設計」という。)に基づく端末機器を取り扱う場合においては、当該端末機器を当該認証設計に合致するようにしなければならない。

2 認証取扱業者は、設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱いに係る前項の端末機器について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(認証設計に基づく端末機器の表示)

第58条 認証取扱業者は、認証設計に基づく端末機器について、前条第2項の規定による義務を履行したときは、当該端末機器に総務省令で定める表示を付することが

できる。

(認証取扱業者に対する措置命令)

第 5 9 条 総務大臣は、認証取扱業者が第 5 7 条第 1 項の規定に違反していると認める場合には、当該認証取扱業者に対し、設計認証に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(表示の禁止)

第 6 0 条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、認証取扱業者に対し、2 年以内の期間を定めて、当該各号に定める認証設計又は設計に基づく端末機器に第 5 8 条の表示を付することを禁止することができる。

一 認証設計に基づく端末機器が第 5 2 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき（第六号に掲げる場合を除く。） 当該端末機器の認証設計

二 認証取扱業者が第 5 7 条第 2 項の規定に違反したとき。 当該違反に係る端末機器の認証設計

三 認証取扱業者が前条の規定による命令に違反したとき。 当該違反に係る端末機器の認証設計

四 認証取扱業者が不正な手段により登録認定機関による設計認証を受けたとき。 当該設計認証に係る設計

五 登録認定機関が第 5 6 条第 2 項の規定又は第 1 0 3 条において準用する第 9 1 条第 2 項の規定に違反して設計認証をしたとき。 当該設計認証に係る設計

六 第 5 2 条第 1 項の総務省令で定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に設計認証を受けた設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。 当該設計

2 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

(準用)

第 6 1 条 第 5 4 条の規定は認証取扱業者について、第 5 5 条の規定は認証設計に基づく端末機器について準用する。この場合において、第 5 4 条中「登録認定機関による技術基準適合認定を受けた」とあるのは「認証設計に基づく」と、同条中「前条第 2 項」とあり、及び第 5 5 条第 1 項中「第 5 3 条第 2 項」とあるのは「第 5 8 条」と、第 5 4 条中「は、当該」とあるのは「は、当該認証設計に係る」と読み替えるものとする。

(技術基準適合自己確認等)

第 6 3 条 端末機器のうち、端末機器の技術基準、使用の態様等を勘案して、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの（以下「特定端末機器」という。）の製造業者又は輸入

業者は、その特定端末機器を、第52条第1項の総務省令で定める技術基準に適合するものとして、その設計（当該設計に合致することの確認の方法を含む。）について自ら確認することができる。

- 2 製造業者又は輸入業者は、総務省令で定めるところにより検証を行い、その特定端末機器の設計が第52条第1項の総務省令で定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致するものとなることを確保することができることを認めるときに限り、前項の規定による確認（次項において「技術基準適合自己確認」という。）を行うものとする。
- 3 製造業者又は輸入業者は、技術基準適合自己確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができる。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 技術基準適合自己確認を行った特定端末機器の種別及び設計
 - 三 前項の検証の結果の概要
 - 四 第二号の設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致することの確認の方法
 - 五 その他技術基準適合自己確認の方法等に関する事項で総務省令で定めるもの
- 4 前項の規定による届出をした者（以下「届出業者」という。）は、総務省令で定めるところにより、第2項の検証に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 5 届出業者は、第3項第一号、第四号又は第五号に掲げる事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 6 総務大臣は、第3項の規定による届出があったときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。前項の規定による届出があった場合において、その公示した事項に変更があったときも、同様とする。

（設計合致義務等）

- 第64条 届出業者は、前条第3項の規定による届出に係る設計（以下「届出設計」という。）に基づく特定端末機器を製造し、又は輸入する場合には、当該特定端末機器を当該届出設計に合致するようにしなければならない。
- 2 届出業者は、前条第3項の規定による届出に係る確認の方法に従い、その製造又は輸入に係る前項の特定端末機器について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（表示）

- 第65条 届出業者は、届出設計に基づく特定端末機器について、前条第2項の規定による義務を履行したときは、当該特定端末機器に総務省令で定める表示を付することができる。

（表示の禁止）

- 第66条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出業者に対し、2年以内の期

間を定めて、当該各号に定める届出設計又は設計に基づく特定端末機器に前条の表示を付することを禁止することができる。

- 一 届出設計に基づく端末機器が第52条第1項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき（第五号に掲げる場合を除く。） 当該特定端末機器の届出設計
 - 二 届出業者が第63条第3項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をしたとき。 当該虚偽の届出に係る設計
 - 三 届出業者が第63条第4項又は第64条第2項の規定に違反したとき。 当該違反に係る特定端末機器の届出設計
 - 四 届出業者が第68条において準用する第59条の規定による命令に違反したとき。 当該違反に係る特定端末機器の届出設計
 - 五 第52条第1項の総務省令で定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に第63条第3項の規定により届け出た設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。 当該設計
- 2 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

第67条 総務大臣は、届出業者が前条第1項第二号から第四号までのいずれかに該当した場合において、再び同項第二号から第四号までのいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該届出業者に対し、2年以内の期間を定めて、特定端末機器に第65条の表示を付することを禁止することができる。

- 2 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

（準用）

第68条 第54条及び第59条の規定は特定端末機器及び届出業者について、第55条の規定は届出設計に基づく特定端末機器について準用する。この場合において、第54条中「登録認定機関による技術基準適合認定を受けた」とあるのは「届出設計に基づく」と、同条中「前条第2項」とあり、及び第55条第1項中「第53条第2項」とあるのは「第65条」と、第54条中「は、当該」とあるのは「は、当該届出設計に係る」と、第59条中「第57条第1項」とあるのは「第64条第1項」と、「設計認証」とあるのは「第63条第3項の規定による届出」と読み替えるものとする。

（端末設備の接続の検査）

第69条 利用者は、第53条第2項（第104条第4項において準用する場合を含む。）第58条（第104条第7項において準用する場合を含む。）又は第65条の規定により表示が付されている端末機器（第55条第1項（第61条、前条並びに第104条第4項及び第7項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。）を接続する場合その他総務省令で定める

場合を除き、電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続したときは、当該電気通信事業者の検査を受け、その接続が第52条第1項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、端末設備に異常がある場合その他電気通信役務の円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が第52条第1項の技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができる。この場合において、当該利用者は、正当な理由がある場合その他総務省令で定める場合を除き、その請求を拒んではならない。
- 3 第1項の検査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(登録認定機関の登録)

第86条 端末機器について、技術基準適合認定の事業を行う者は、総務省令で定める事業の区分(この節において単に「事業の区分」という。)ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

2・3 (略)

(登録の基準)

第87条 総務大臣は、前条第1項の登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であって、次のいずれかに掲げる較正又は校正(以下この号において「較正等」という。)を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内のものに限る。)を使用して技術基準適合認定を行うものであること。

イ 独立行政法人情報通信研究機構(八において「機構」という。)又は電波法第102条の18第1項の指定較正機関が行う較正

ロ 計量法(平成4年法律第51号)第135条又は第144条の規定に基づく校正

ハ 外国において行う較正であって、機構又は電波法第102条の18第1項の指定較正機関が行う較正に相当するもの

ニ イからハまでのいずれかに掲げる較正等を受けたものをを用いて行う較正等

三 (略)

2・3 (略)

(技術基準適合認定の報告等)

第92条 登録認定機関は、その登録に係る技術基準適合認定をしたときは、技術基準適合認定を受けた端末機器の種別その他総務省令で定める事項を総務大臣に報告

しなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の報告を受けたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(準用)

第103条 第91条から第93条まで、第96条、第97条第2項及び第98条の規定は登録認定機関が設計認証を行う場合について、第94条、第99条、第100条第2項及び第3項並びに前条の規定は登録認定機関が技術基準適合認定の業務及び設計認証の業務を行う場合について準用する。この場合において、第92条第1項中「を受けた」とあるのは「に係る設計に基づく」と、第94条中「当該業務」とあるのは「これらの業務」と、第97条第2項並びに第98条第1項及び第2項中「第53条第1項」とあるのは「第56条第2項」と、同条第1項中「端末機器」とあるのは「設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む。)」と読み替えるものとする。

(報告及び検査)

第166条 (略)

- 2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者に対し、当該技術基準適合認定に係る端末機器に関し報告をさせ、又はその職員に、当該技術基準適合認定を受けた者の事業所に立ち入り、当該端末機器その他の物件を検査させることができる。

- 3 前項の規定は、認証取扱業者又は届出業者について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「当該技術基準適合認定」とあるのは、認証取扱業者については「当該認証取扱業者が受けた設計認証」と、届出業者については「その届出」と読み替えるものとする。

4～6 (略)

- 7 第1項の規定又は第2項(第3項若しくは前項において準用する場合を含む。)若しくは第4項(第5項若しくは前項において準用する場合を含む。)の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 8 第1項の規定又は第2項(第3項若しくは第6項において準用する場合を含む。)若しくは第4項(第5項若しくは第6項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(端末機器等の提出)

第167条 総務大臣は、前条第2項の規定によりその職員に検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる端末機器又は当該端末機器の検査を行うために特に必要な物件があったときは、登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者に対し、期限を定めて、当該端末機器又は当該物件を提出すべきことを命ずることができる。

2・3 (略)

4 前3項の規定は、認証取扱業者又は届出業者について、それぞれ準用する。この場合において、第1項中「前条第2項」とあるのは、「前条第3項において準用する同条第2項」と読み替えるものとする。

5～7 (略)

第181条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第54条(第61条及び第68条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

二 第60条第1項(第1号に係る部分に限る。)第66条第1項(第1号に係る部分に限る。)又は第67条第1項の規定による禁止に違反した者

第187条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第53条第3項の規定に違反して表示を付した者

第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～七 (略)

八 第63条第3項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

九 第63条第4項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者

十～十三 (略)

十四 第166条第1項、第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)若しくは同条第5項において準用する同条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十五 第167条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第192条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の過料に処する。

一 第63条第5項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二・三 (略)

別表第二(第87条関係)

一 電圧電流計

二 オシロスコープ

三 インピーダンス分析器

四 絶縁抵抗計

五 光パワーメータ

六 レベル計

七 スペクトル分析器

八 プロトコル分析器

九 発振器

資料 2

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（抄）

平成 16 年総務省令第 15 号
最終改正：平成 16 年 3 月 22 日

第一章 総則

第 1 条・第 2 条（略）

（対象とする端末機器）

第 3 条 法第 53 条第 1 項の総務省令で定める種類の端末機器は、次の端末機器とする。

- 一 電話用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、ファクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器
 - 二 無線呼出用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、無線によって利用者に対する呼出し（これに付随する通報を含む。）を行うことを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。）に接続される端末機器
 - 三 総合デジタル通信用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として 64 キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により符号、音声その他の音響又は映像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。）に接続される端末機器
 - 四 専用通信回線設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、特定の利用者に当該設備を専用させる電気通信役務の用に供するものをいう。）又はデジタルデータ伝送用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、デジタル方式により専ら符号又は映像の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。）に接続される端末機器
- 2 法第 63 条第 1 項に規定する特定端末機器は、前項に規定する端末機器とする。ただし、端末機器の技術基準、使用の態様等を勘案して、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与えるおそれがあるものとして、総務大臣が別に告示で定めるものを除くものとする。

第二章 登録認定機関

第一節 技術基準適合認定

第 4 条～第 7 条（略）

(技術基準適合認定のための審査等)

第8条 登録認定機関は、その登録に係る技術基準適合認定を行うべきことを求められたときは、別表第一号に定めるところにより審査を行わなければならない。

2 (略)

3 登録認定機関は、法第92条第1項の報告をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した様式第5号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一 技術基準適合認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 技術基準適合認定を受けた端末機器の種類

三 技術基準適合認定を受けた端末機器の名称

四 技術基準適合認定番号

五 技術基準適合認定をした年月日

4 法第92条第2項の公示は、前項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる事項にあっては、技術基準適合認定を受けた者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。

5 登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者は、技術基準適合認定を受けた日から起算して10年を経過するまでの間、第3項第一号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第6号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更した事項

二 変更した年月日

6 総務大臣は、前項の届出が第4項の公示の内容に変更を及ぼすものであるときは、その変更の内容を公示するものとする。

7 (略)

(技術基準適合認定の拒否の通知)

第9条 登録認定機関は、その登録に係る技術基準適合認定を行うことを拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもって当該技術基準適合認定を求めた者に通知しなければならない。

(表示)

第10条 法第53条第2項の総務省令で定める表示は、様式第7号によるものとし、技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付さなければならない。

第11条~第17条 (略)

(公示)

第18条 法第55条第2項、法第90条第1項及び第3項、法第92条第2項、法第99条第3項、法第100条第3項並びに法第102条第2項の公示は、官報で告示することによって行う。

第二節 端末機器の設計についての認証

(設計認証のための審査等)

第19条 登録認定機関は、その登録に係る設計認証を行うべきことを求められたときは、別表第二号に定めるところにより審査を行わなければならない。

2 第8条第2項の規定は、前項の設計認証について準用する。この場合において、「別表第一号」とあるのは「別表第二号」と読み替えるものとする。

3 登録認定機関は、法第103条において準用する法第92条第1項の報告をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した様式第5号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一 設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 設計認証に係る設計に基づく端末機器の種類

三 設計認証に係る設計に基づく端末機器の名称

四 設計認証番号

五 設計認証をした年月日

4 法第103条において準用する法第92条第2項に規定する公示は、前項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる事項にあっては、設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。

5 認証取扱業者は、認証設計に基づく端末機器について検査を最後に行った日から起算して10年を経過するまでの間、第3項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第6号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、当該端末機器の取扱いを終了しているときは、この限りでない。

一 変更した事項

二 変更した年月日

6 総務大臣は、前項の届出があった場合において、当該届出が第4項の公示の内容に変更を及ぼすものであるときは、その変更の内容を公示するものとする。

7・8 (略)

(設計認証拒否の通知)

第20条 登録認定機関は、その登録に係る設計認証を行うことを拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもって当該設計認証を求めた者に通知しなければならない。

(検査記録の作成等)

第21条 法第57条第2項の検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 検査に係る設計認証番号

二 検査を行った年月日及び場所

三 検査を行った責任者の氏名

四 検査の方法

五 検査の結果

- 2 前項の検査記録は、検査の日から10年間保存しなければならない。
- 3 前項に規定する検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(表示)

第22条 法第58条の総務省令で定める表示は、様式第7号によるものとし、認証設計に基づく端末機器の見やすい箇所に付さなければならない。

第23条 (略)

(公示)

第24条 法第60条第2項、法第61条において準用する法第55条第2項、法第62条第4項及び法第103条において準用する法第92条第2項の公示は、官報で告示することによって行う。

第三章 承認認定機関(略)

第四章 特定端末機器の技術基準適合自己確認

(検証等)

- 第41条 製造業者又は輸入業者は、法第63条第2項の技術基準適合自己確認を行うおうとするときは、別表第四号に定めるところにより検証を行わなければならない。
- 2 製造業者又は輸入業者は、法第63条第3項の届出をしようとするときは、同項第一号から第四号に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した様式第12号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 特定端末機器の名称
 - 二 特定端末機器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(輸入業者にあっては、特定端末機器の製造業者の氏名又は名称及び住所並びに当該特定端末機器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地)
 - 三 第1項の検証の際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第87条第1項第二号二に該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第二に掲げる測定器等の名称又は型式、製造業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称
 - 3 総務大臣は、前項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。
 - 4 法第63条第4項の検証に係る記録は、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 届出番号

- 二 試験を行った際に用いた試験方法
 - 三 試験用プログラム、コネクタその他の試験の際に特に必要な物件の名称、種類及びその保管方法に関する事項
 - 四 試験の全部又は一部を他の者に委託した場合には、受託者の氏名又は名称、住所及び別表第四号二(2)の取決め事項
 - 五 検証の結果
- 5 前項の検証に係る記録は、その検証に係る法第64条第2項の検査を最後に行った日から10年間保存しなければならない。
- 6 前項の検証に係る記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。
- 7 届出業者は、法63条第5項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第13号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、同条第3項第五号に係る届出にあつては、第2項第一号及び第二号に係る届出に限る。
- 一 変更した事項
 - 二 変更した年月日
 - 三 変更の理由
- 8 届出業者は、法63条第3項第四号に係る変更の届出をしようとするときは、あらかじめ別表第4号三に従い確認の方法の検証を行い、検証に係る記録を作成するとともに、変更後の技術基準適合自己確認に係る確認方法書の全文を添付して総務大臣に届け出なければならない。
- 9 第4項(第一号及び第五号に限る。)、第5項及び第6項の規定は、前項の検証に係る記録に準用する。
- 10 法63条第5項の規定により届出業者が届出を行わなければならない期間は、同条第3項の届出に係る設計に基づく特定端末機器について検査を最後に行った日から起算して10年を経過するまでの期間とする。ただし、当該特定端末機器の製造又は輸入を終了しているときは、この限りでない。
- 11 法63条第6項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 届出業者の氏名及び名称
 - 二 特定端末機器の種別
 - 三 特定端末機器の名称
 - 四 届出番号
 - 五 法第63条第3項の届出の年月日

(検査記録の作成)

第42条 法64条第2項の検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 検査を行った特定端末機器に係る届出番号
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を行った責任者の氏名
- 四 検査の方法
- 五 検査の結果

- 2 前項の検査記録は、検査の日から10年間保存しなければならない。
- 3 前項の規定による検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(表示)

第43条 法第65条の総務省令で定める表示は、様式第14号によるものとし、技術基準適合自己確認をした特定端末機器の見やすい箇所に付さなければならない。

(公示)

第44条 法第63条第6項、法第66条第2項、法第67条第2項及び法第68条において準用する法第55条第2項の公示は、官報で告示することによって行う。

第五章 雑則

(総務大臣に提出する書類の作成)

第45条 この省令の規定により総務大臣に提出する書類(技術基準適合自己確認に係る確認方法書を除く。)は、日本語で作成するものとする。

別表第一号 技術基準適合認定のための審査(第5条、第8条、第25条及び第27条関係)

技術基準適合認定のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 設計の審査

技術基準適合認定の求めに係る端末機器(以下「申込機器」という。)の名称、用途、構成、機能及び仕様の概要を説明した資料、外観、構造及び寸法を記載した外観図、接続系統図、ブロック図並びに機器の取扱い及び操作の方法を説明した資料により、設計の内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

二 試験

申込機器について、技術基準ごとに総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。または、次の(1)及び(2)に適合する試験結果を記載した書類及び当該試験結果が次の(1)及び(2)に適合することを示す書類が提出された場合は、当該申込機器の提出を要しないものとし、試験に代えて当該試験結果を記載した書類及び当該試験結果が次の(1)及び(2)に適合することを示す書類等により適合性の審査を行うものとする。

(1) 法第87条第1項第二号の較正等を受けた測定器等を使用して試験を行ったものであること。

(2) 技術基準ごとに総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。

別表第二号 設計認証のための審査（第 5 条、第 19 条、第 25 条及び第 35 条関係）

第 19 条及び第 35 条の設計認証のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 設計の審査

別表第一号一の規定は、設計認証の求めに係る端末機器の設計の内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う場合について準用する。この場合において、「技術基準適合認定の求めに係る端末機器（以下「申込機器」という。）」とあるのは「設計認証の求めに係る端末機器」と読み替えるものとする。

二 試験

別表第一号二の規定は、設計認証の求めに係る設計（当該求めに係る確認の方法を含む。）に基づく一の端末機器の審査又は当該一の端末機器の試験結果を記載した書類の審査について準用する。この場合において、「申込機器」とあるのは「設計認証の求めに係る端末機器」と、「当該申込機器」とあるのは「当該設計認証の求めに係る端末機器」と読み替えるものとする。

三 確認の方法の審査

設計認証に係る確認方法書（端末機器がその設計に合致することの確認の方法に係る別表第三号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書類又はこれに類するものであって、端末機器の取扱いに係る工場等の全部が別表第三号に掲げる事項のすべてに適合していることを証するものとして登録認定機関が認める書類をいう。以下同じ。）及び設計認証の求めに係る設計（当該求めに係る確認の方法を含む。）に基づく一の端末機器により、設計認証の求めに係る設計に基づく端末機器のいずれもが当該設計に合致するものとなることを確保することができるかどうかについて審査を行う。ただし、二において準用する別表第一号二の規定により当該一の端末機器が提出されなかった場合は、当該設計認証に係る確認方法書及び試験結果を記載した書類等により審査を行うことができる。

別表第三号 設計認証に係る確認方法書の記載事項（第 19 条及び第 35 条関係）

設計認証に係る確認方法書の記載事項は、次表に掲げる事項その他必要な事項とする。

	事 項	記 載 内 容
一	組織並びに管理者の責任及び権限	法第 57 条第 1 項の義務（以下「設計合致義務」という。）を履行するために必要な業務を管理し、実行し、検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が明確にされていることの説明
二	設計合致義務を履行するための管理方法	設計合致義務を履行するために必要な端末機器の取扱いにおける管理方法に関する規程が具体的かつ体系的に文書として整備され、それに基づき設計合致義務が適切に履行されることの説明
三	端末機器の検査	設計合致義務を履行するために必要な端末機器の検査手順その他検査に関する規程が文書として整備され、それに基づき検査が適切に行われることの説明

四	測定器等の管理	端末機器の検査に必要な測定器等の管理に関する規程が文書として整備され、それに基づき測定器等の管理が適切に行われることの説明
五	その他の事項	その他設計合致義務を履行するために必要な事項

別表第四号 技術基準適合自己確認の検証の方法（第 41 条関係）

第 41 条第 1 項の技術基準適合自己確認の検証は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 設計の検証

別表第一号一の規定は、技術基準適合自己確認に係る特定端末機器（以下「確認機器」という。）の設計の内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて検証を行う場合について準用する。この場合において、「技術基準適合認定の求めに係る端末機器（以下「申込機器」という。）」とあるのは「技術基準適合自己確認に係る確認機器」と読み替えるものとする。

二 試験

確認機器について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて検証を行う。

- (1) 別表第一号二(1) 及び(2) の規定は、確認機器の検証について準用する。
- (2) 試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

ア 別表第一号二に定める試験の方法と同じ方法によって試験が行われることの確認に関する事項

イ その他当該試験の適正な実施を確保するために必要な事項

- (3) 試験の全部又は一部を他の者に委託した場合は、当該委託した試験の結果が(2)イの取決めに従って適正に得られたものであることを検証しなければならない。

三 確認の方法の検証

技術基準適合自己確認に係る確認方法書（特定端末機器がその設計に合致することの確認の方法に係る別表第五号に定める事項を記載した書類又はこれに類するものであって、特定端末機器の製造又は輸入に係る工場等の全部が別表第五号に掲げる事項のすべてに適合していることを証するものとして自ら確認する書類をいう。以下同じ。）を作成し、当該技術基準適合自己確認に係る確認方法書及び技術基準適合自己確認に係る設計に基づく一の特定端末機器により、技術基準適合自己確認に係る設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致するものとなることを確保することができるかどうかについて検証を行う。

別表第五号 技術基準適合自己確認に係る確認方法書の記載事項（第 41 条関係）

別表第三号の規定は、技術基準適合自己確認に係る確認方法書の記載事項について準用する。この場合において、同表中「法第 57 条第 1 項」とあるのは「法第 64 条第 1 項」と、「端末機器」とあるのは「特定端末機器」と、「取扱い」とあるのは「製造

又は輸入」と読み替えるものとする。

様式第1号～第5号（略）

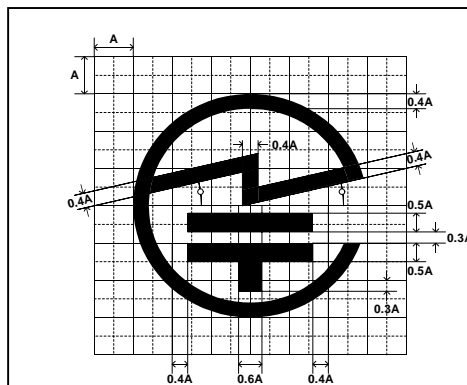
様式第6号（第8条、第19条、第27条及び第35条関係）

氏名又は名称等変更届出書	
	年 月 日
総務大臣 殿	
	郵便番号 住 所 (ふりがな) 氏 名(法人にあつては、名称及び 代表者の氏名。記名押印又は署名) 電話番号
端末機器の技術基準適合認定等に関する規則	第8条第5項 第19条第5項 の規定により 第27条第5項 第35条第5項
下記のとおり届け出ます。	
	記
1 変更した事項	
2 変更した年月日	

- 注1 変更した事項は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

様式第7号（第10条、第22条、第29条及び第38条関係）

表示は、次の様式に記号 A 及び技術基準適合認定番号又は記号 T 及び設計認証番号を付加したものとする。



- 注1 大きさは、直径5ミリメートル以上（体積が100cc以下の端末機器にあっては、直径3ミリメートル以上）であること。
- 2 材料は、容易に損傷しないものであること。
- 3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- 4 技術基準適合認定番号又は設計認証番号の最後の3文字は総務大臣が別に定める登録認定機関又は承認認定機関の区別とし、最初の文字は端末機器の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。なお、技術基準適合認定又は設計認証が、二以上の種類の端末機器が構造上一体となっているものについて同時になされたものであるときには、当該種類の端末機器について、次の表に掲げる記号を列記するものとする。

端 末 機 器 の 種 類	記号
電話用設備に接続される端末機器	A
無線呼出用設備に接続される端末機器	B
総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	D

様式第8号～第11号（略）

技術基準適合自己確認届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表の
氏名。記名押印又は署名)

電話番号

電気通信事業法第 6 3 条第 2 項の規定による技術基準適合自己確認をしたので、
同条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 技術基準適合自己確認を行った特定端末機器の種別及び設計 (注 1)
- 2 技術基準適合自己確認に係る設計に基づく特定端末機器の名称
- 3 検証の結果の概要

一 設計の検証	検証を行った年月日及び場所	
	検証を実施した責任者の氏名及び部署の名称	
	結果の概要 (注 2)	
二 試 験	試験を行った年月日及び場所	
	試験を実施した責任者の氏名及び部署の名称 (注 3)	
	検証を行った年月日及び場所	
	検証を実施した責任者の氏名及び部署の名称	
	結果の概要 (注 4)	
三 確認の方法の検証	検証を行った年月日及び場所	
	検証を実施した責任者の氏名及び部署の名称	
	結果の概要 (注 5)	

- 4 設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致することの確認の方法 (注 6)
- 5 特定端末機器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 (輸入業者にあっては、当該特定端末機器の製造業者の氏名又は名称及び住所並びに当該特定端末機器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地)
- 6 検証の際に使用した測定器等

名称又は型式	製造事業者名	製造番号	較正等年月日	較正等を行った者の氏名又は名称	備 考
					(注 7)

- 注1 設計については、特定端末機器の設計に係る事項を記載した書類であって別表第四号において準用する別表第一号に定める事項のうち確認機器の用途、構成、機能及び仕様の概要等を記載することとする。
- 2 設計を検証した結果、確認機器の設計が技術基準に適合するものであることを確認した旨を記載すること。
 - 3 試験の全部又は一部を他の者に委託した場合は、委託した試験項目の範囲、受託者の氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名も記載すること）。
 - 4 試験に基づく検証の結果、確認機器が技術基準に適合するものであることを確認した旨を記載すること。
 - 5 確認の方法の検証の結果、技術基準適合自己確認に係る確認方法書及び技術基準適合自己確認に係る設計に基づく一の特定端末機器により、技術基準適合自己確認に係る設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致するものとなることを確保することができるものであることを確認した旨を記載すること。
 - 6 検証を行った技術基準適合自己確認に係る確認方法書の内容を記載すること。
 - 7 較正等の方法が法第87条第1項第2号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第二に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称を記載すること。
 - 8 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

様式第13号（第41条関係）

技術基準適合自己確認変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名(法人にあっては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号
届出番号

電気通信事業法第63条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

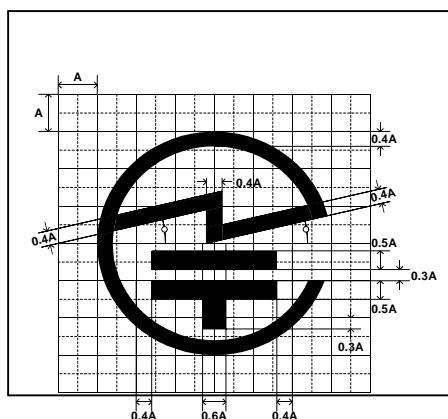
記

- 1 変更した事項
- 2 変更した年月日
- 3 変更の理由

- 注1 変更した事項は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
- 2 法第63条第3項第4号の事項に係る変更の場合は、変更後の確認方法書の全文を添付すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。

様式第14号(第43条関係)

表示は、次の様式に記号 T 及び識別番号を付加したものとする。



- 注1 大きさは、直径5ミリメートル以上(体積が100cc以下の端末機器にあつては、直径3ミリメートル以上)であること。
- 2 材料は、容易に損傷しないものであること。
- 3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- 4 識別番号の最初の6文字は届出番号とし、7文字目は特定端末機器の種別に従い様式第7号の注4の表で定めるとおりとし、最後の2文字は当該特定端末機器について技術基準適合自己確認の届出を行った西暦年数の10位以下を示す数字とする。なお、技術基準適合自己確認が、二以上の種別の端末機器が構造上一体となっているものについて同時になされたものであるときには、当該種別の端末機器について、様式第7号の注4の表に掲げる記号を列記するものとする。

電気通信事業法施行規則（抄）

昭和 6 0 年郵政省令第 2 5 号
最終改正：平成 1 6 年 3 月 2 2 日

（端末設備の接続の検査）

第 3 2 条 法第 6 9 条第 1 項の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 電気通信事業者が、その端末設備の接続につき検査を省略しても法第 5 2 条第 1 項の技術基準（当該電気通信事業者及び同項の総務省令で定める他の電気通信事業者が同項の総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。）に適合しないおそれがないと認められる場合であって、検査を省略することが適当であるものとしてその旨を定め公示したものを接続するとき。

五 電気通信事業者が法第 5 2 条第 1 項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的条件に適合していること（同項に規定する技術基準に適合していることを含む。）について、法第 5 3 条第 1 項に規定する登録認定機関又は法第 1 0 4 条第 2 項に規定する承認認定機関が認定をした端末機器を接続したとき。

六 （略）

2 （略）